

議会議案第10号

国の制度による子ども医療費助成制度の創設等に関する意見書の提出について

国の制度による子ども医療費助成制度の創設等に関し、次のとおり意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月15日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡田和則
同	同	上 保坂令子
同	同	上 吉岡和江
同	同	上 竹田ゆかり
賛成者	同	上 藤本あさこ
同	同	上 くりはらえりこ
同	同	上 長嶋竜弘

国の制度による子ども医療費助成制度の創設等に関する意見書

子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多く、成長期にある子どもの病気の早期発見・早期治療を支えるために医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になる。

子ども医療費助成制度は全ての自治体で行われており、2009年当時、2つの自治体だけであった「高校卒業まで」の通院時の助成は、2021年4月現在、全国1,741市区町村の半数近い817にまで広がっている。

厚生労働省の調査によると、市区町村の約半数が、都道府県の助成分に上乗せする形で、通院・入院ともに「高校卒業まで」の助成を実施し、「中学校卒業まで」と合わせると、通院は94.7%、入院は97.8%の市区町村に広がった。さらに、「20歳まで」「22歳まで」の助成を実施する市区町村もある。

しかし、自治体が実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢、所得制限、一部負担の有無、現物給付と償還払いの違いなど、自治体間で大きな格差がある。鎌倉市で実施している現物給付は、医療機関の窓口で負担なく医療が受けられる方式で、国は、医療費助成を現物給付で実施する市区町村の国民健康保険については、国庫負担を減額するペナルティーを行っており、現物給付によって子ども医療費助成を実施している市区町村では、財政運営上の大きな支障となっている。

どこで生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきである。そのためには、子ども医療費助成制度を国として創設することが求められている。

よって、次の事項について実現を図られるよう求める。

- 1、子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度を創設すること。
- 2、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月17日